

# 令和2年 第3回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和2年 3月30日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 6名  
農業委員  
1番 大福 裕子      2番 幸妻 正浩      3番 森 清一  
5番 宇治橋 俊美      6番 二宮 國光      7番 松崎 久範  
会長 坂本 弘志  
農地利用最適化推進委員  
2番 永友 祥一      3番 山口 裕三      5番 永友 定己  
6番 木浦 由子      7番 宮越 美秋      8番 橋口 卓史
4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名  
1番 松井 正一郎
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名  
第2 会期の決定(別記のとおり)  
第3 諸報告  
第4 議案第12号 農地移動適正化あっせん事業について  
第5 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について  
第7 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について  
第8 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について  
第9 議案第17号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司      係 長 兵藤 衣重  
主 査 佐野 由美      主 査 松元 裕司

(開会13時58分)

[事務局]

皆さまこんにちは。定刻よりも少し早いですけど、お揃いですので、ただ今から令和2年第3回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

はい、それでは始めます。

本日は、農業委員 7名全員が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の松井正一郎推進委員からは欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則 第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、5番宇治橋俊美委員、6番二宮國光委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の兵藤衣重係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日3月30日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。

3月の業務報告及び4月の業務計画についてご説明いたします。資料の2ページをお開きください。主なもののみ、ご説明いたします。

まず初めに、3月の業務報告についてでございます。

3月は新型コロナウイルス感染症対策のため、会議等が中止又は書面審議と変更になっております。

3月4日に開会されました、高鍋町議会令和2年第1回定例会につきましては、議員、執行部ともに全員マスク着用のうえ行われております。

第3回総会関係でございますが、24日に現地調査を行い、本日30日が総会となっております。

続きまして4月の業務計画でございます。

7日に農業者年金受給者協議会の監査及び役員会、15日に第49回常設審議委員会が予定されております。

第4回総会関係でございますが、現地調査を22日、総会を27日に行うこととしておりますのでよろしく願いいたします。

業務報告及び業務計画は以上でございます。

3ページをお開きください。

「県進達経過報告」を申しあげます。4条1件、5条2件は3月4日付け、5条1件につきましては3月18日付けで許可となっております。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3の規定による届出書について」は、御覧のとおりです。御確認をお願いします。

続いて5ページです。「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧のとおりです。

1番につきましては、本日の議案第16号に関連しております。御確認をお願いします。

[議長]

ただ今の報告並びに2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第12号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 令和2年2月20日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\* 田 1, 117㎡

2番 令和2年2月21日 売渡し及び貸渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 田 1, 505㎡

3番 令和2年3月17日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 田 1, 800㎡ ほか1筆

4番 令和2年3月23日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\* 田 867㎡ ほか1筆

5番 令和2年3月23日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\* 田 601㎡

以上、この申出につきましてあっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番	売渡し申出	担当委員	5番	永友	定己	推進委員
		順番委員	3番	山口	裕三	推進委員
2番	売渡し又は貸渡し申出	担当委員	3番	山口	裕三	推進委員
		順番委員	5番	永友	定己	推進委員
3番	売渡し申出	担当委員	1番	松井	正一郎	推進委員
		順番委員	6番	木浦	由子	推進委員
4番	売渡し申出	担当委員	1番	松井	正一郎	推進委員
		順番委員	7番	宮越	美秋	推進委員

5番につきましては、4番の田との間の畦を取って2枚を一体として耕作しております。あっせんの申出につきましては、2名が同席して申出をされておりますので、4番と同じ委員を指名いたします。

5番	売渡し申出	担当委員	1番	松井	正一郎	推進委員
		順番委員	7番	宮越	美秋	推進委員

よろしく願いいたします。

日程番号5、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。1番。

[事務局]

はい、19ページをお開きください。

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

地目 畑 2, 837 m<sup>2</sup>

譲受人 ○○○○

譲渡人 ○○○○

この件につきまして、担当の大福委員お願いいたします。

[議長]

はい、1番。

[1番]

はい。1番説明いたします。

場所を説明します。○○線を行きますと○○があります。手前にT字路がありまして、左折をし、道なりに進行します。進行しますとT字路があります。さらに左折をいたします。道なりに進んで突き当たったところが畑になります。

○○○○さんは、以前から養豚経営をされるにあたり木の実、甘藷を用いた飼料管理をされております。今回は牧草を餌にするとのこと。現在牧草が植栽されており、管理はされておりました。

2, 837 m<sup>2</sup>の対価は○○○○円となっております。

以上です。

[議長]

はい。推進委員から補足する事がありましたらお願いします。

3番推進委員。

[3番推進委員]

何て言いましょうか、○○○○さんがあの辺をどんどん買い占めていく状態が生じている訳ですけど、適切な管理というふうに農業委員、推進委員は○○○○（聞き取れず）いるんですけど、適切ではないような形になってしまっている状態のところもあるんですよ。こういうのを野放しの状態にしておいでいいのかなという感じがするんですよ。

どんぐりの木も付加価値が高い豚に食べさせるということで植栽してありま

した。でも行ってみたら、あれよく見たらですね、除草剤をぶち込んでいる可能性がありましたね。変な枯れ方をしてるんですよ。だからやってることがですね、ちょっと乱暴じゃないかなと思うんですよ。これから先やっぱり注意して、見ていった方がいいんじゃないかなというふうに私は思います。

以上です。

[議長]

はい。わかりました。その他何かありますでしょうか。

[1番]

もう一言いいですか

[議長]

はいどうぞ、1番。

[1番]

はい。〇〇〇〇さんの甘藷であるとか木の実とかを使用されてる豚ですね。市場に出回ってる品物をトレーサビリティをすれば甘藷を使ってあるとか、木の実を使ってあるとか、分かると思うんですけども、そこはちょっと確認はしていないんですけども、認定農家さんということで農地の売買が成立するということですね。私も山口さんと同じような気持ちです。

[3番推進委員]

それともう1つ付け加えます。

[議長]

はい。どうぞ。

[3番推進委員]

〇〇〇〇さんは、もう1つ、2つ豚舎を所有されてるんですよ。片方の方は、もう民家がかなり集中したど真ん中に建てられてるんですけども、そこは

かなり臭うんですよ。この前そこの調査に行った所は、彼らが言うには「そんなに臭わない」とおしゃってたんですけど、行ってみるとかなり臭いんですよ。

その今後さらに拡張計画みたいなものが持ち上がって、農業委員会に「建ててもいいですか」というふうに来る可能性が無きにしもあらずなんですよ。その時に農業委員会が許可をおろすのかなんていうふうな危惧をしている人が結構いるんですよ、周りに。

3～40年前は、いろんなどころ豚小屋があったんですよ。それをこれじゃいかんと、環境が悪くなるということで、〇〇の方に集められたといういきさつをみなさんご存知だと思うんですけども、なんであそこに建ってるのかと、〇〇の。僕も非常に不思議に思ったんですよ。

でも住民が許可したっていうような形になってる。住民の人が同意したから農業委員会が許可したと。

その理由というのが、〇〇さんの息子さんがあそこに住むと、真ん前に。それやったらいいじゃろっていうのでみんな同意して農業委員会も同意した。だから建ってるんだけど、その2か月後にもう息子さんは町の方に引っ越した。こういう形なんですよ。

だからそういうふうな事態がまた起きたりして、最終的にはここの農業委員会が許可をおろさないと建てられない訳ですから、その辺は十分に注意して、見守って行ってやってほしいんですよ。じゃないとあの辺の、他の農家の作物なんかに移り香がして、販売の方、難しくなる形が生じることがあるそうです。その辺も、みんなの生活を守って行って、みんなが幸せにならんといけないので、その辺は注意して農業委員会として見て行ってほしいんですよ。そういうことです。

以上です。

[議長]

はい。わかりました。皆さん方もこうした状況を見ていてもらいたいと思います。

ほか無いようでしたら、採決いたしたいと思います。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号6、議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21ページをお開きください。

議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田 390㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は農業用駐車場です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。23ページを横にして見てください。

左手前が〇〇でして、そこから右斜め上の方に色付けしてあるところがありますが、ここが申請地です。

隣に大きい用悪水路が流れております。

申請地は、地目が水田ですけども、隣接する水田も、申請者の所有する水田だということで、現在も農業用の駐車場として既に利用しております。今後も農業用の駐車場として使うということで、追認の申請です。

排水路っていうのが特にないんですが、雨水は、この土地の今の形状に手を加えなければ、小丸川堤防寄りの、今お話した用悪水路、ここに流れること

となると思います。

土地改良区も差し支えないという意見書を出しています。  
以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は、都市計画用途区域、第一種住宅地域に規定する用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2番。農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 166㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、農業用車庫及び進入路です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。27ページを見てください。

略図を縦にして見ていただくと、申請地は、左上の〇〇の前から、海に向かって東に入る道路に入って150メートル程度のところです。

これも先ほどと同じ追認申請です。

29ページを見てください。

過去に転用許可を受けた土地と、転用許可を受けてない土地とにまたがって車庫が作られています。転用許可を受けていない車庫の土地と、それに隣接する進入路を合わせて転用の許可を申請してるという案件です。

以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住居専用地域に規定する用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号7、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。30ページをお開きください。

議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」  
です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 413㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、宅地分譲です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

32ページを見てください。

この略図を、横にして見ていただくと、中央の下の方に、色付けしてある部分  
が申請地です。

この申請地はちょっと分かりにくいかと思いますが、〇〇から〇〇に向か  
って進んで〇〇の手前を右折してしばらく進んだところでは。

周囲がほぼ宅地化しているところとして、二区画の分譲宅地を造成するとい  
うことで申請をしております。

生活排水については、公共下水道があります。

それから、事業費ですが、土地購入費が〇〇〇〇円ちょうど、坪換算で〇〇  
〇〇円です。土地造成費が〇〇〇〇円ちょうどで、しめて〇〇〇〇円を全額自  
己資金で賄うということになってます。

以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は都市計画用途区域、第二種中高層住居専用地域に規定する用途区域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号8、議案第16号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

所有権移転。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 2,401㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の山口推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員3番。

[推進委員 3 番]

3 番、説明します。

現地は〇〇の前の茶畑です。〇〇の前は全部茶畑になっていて、この〇〇〇〇さんの畑ももうすでに茶畑になって、どこが境界かはよく分からない状態です。でもきれいに茶は管理されております。

〇〇〇〇さんは、〇〇でマンゴーとかお茶とかを大々的にやっておられる方です。

以上です。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

はい。3 番。

[推進委員 3 番]

3 番。対価は、〇〇〇〇円です。

[議長]

御意見、御質問等はありませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 1, 0 0 7 m<sup>2</sup> ほか3筆

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明します。○○○○さんから○○○○さんへの所有権移転です。

申請地は、○○から南へ70メートルほど行き、東側にある農道を70メートルほど行った左側に申請地がございます。

○○○○さんは、水稻を中心に露地野菜の栽培している認定農業者でもあります。今後は、早期水稻を栽培する予定だそうです。

価格は、4,081㎡に対して○○○○円です。反当○○○○円です。

以上です。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*

田 360㎡ ほか3筆

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○  
担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

7 番。説明します。○○○○さんから○○○○さんへの所有権移転です。

2 か所に分かれてますので、番地ごとに説明したいと思います。

申請地は、○○の西側すぐ横に\*\*\*\*番\*\*があり、その一つの挟んだ横に\*\*\*\*番\*\*があります。また\*\*\*\*番\*\*と\*\*\*\*番\*\*は、○○交差点を 30 メートルほど北の方に行って、西側にある道を 150 メートルほど行ったところに申請地がございます。

○○○○さんは、露地野菜を中心に水稻などを栽培している認定農業者であります。この場所は、今後は、水稻を栽培する予定だそうです。

2, 101 m<sup>2</sup>に対して、価格は○○○○円です。反当たり○○○○円というような形になりますけども、○○○○さんに聞いたところ、反当たりが皆さん安いなというような形で思ってると思いますけども、○○のすぐそばの番地のところは、雨が降ったり水が溜まると、なかなか田んぼ水田以外に作付ができない。現地を調査したところ、出入り口もちょっと確保できてないような感じがあり、本人さんも正直あまり欲しくはなかったんですけど、2 人とも話し合いの中で安くしてもらえれば購入してもいいっていうような形でお話ししたところでこういった価格になったそうです。

以上です。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

関連の案件がありますので、1 番は、木浦推進委員は外にお願いします。

【木浦推進委員 退室】

[事務局]

はい。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 3, 978㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

2 番。説明します。この案件は、昨年 12 月の総会で、あっせんとしてあがったものです。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇への新規の利用権設定です。〇〇〇〇さんが、耕作したいという申出があり、すぐに話がまとまりました。

申請地は、〇〇の東約 300メートルのところにある田んぼで、きれいに耕運されていました。

期間は 1 年、借地料は 10a 当り玄米で〇〇kg です。

以上です。

[議長]

はい、この案件につきましては、ここで採決を取りたいと思います。

これについて何か質問はございませんかでしょうか。

なければ、この案件について承認してもよろしいでしょうか。挙手でお願い

したいと思います。はい、挙手全員ということで、この案件に対しては決定いたしました。

それでは木浦さん入ってもらいます。

【木浦推進委員 入室】

それでは引き続きまして、2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 629㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。

これは、ビニールハウスが建っております。

以前は〇〇〇〇さんが借りられていましたが、少し期間があり、今回より〇〇〇〇さんがニラを作付するために借りられます。

ハウスの現状は全体的に錆がでていまして、借受人の〇〇〇〇さんが、農地返却時にはハウスを撤去するという条件が入っております。

期間は5年、借地料は1, 629㎡で〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

はい、続きまして3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

す。

[事務局]

はい、最初にすみません。お詫びを申しあげます。担当代理のお名前の後に「推進委員」の表記が抜けております。大変失礼しました。

それでは、3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 901㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当代理の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、2番。説明します。〇〇〇〇と県農業振興公社との新規の利用権設定です。

申請地は、〇〇の〇〇の〇〇の北約200メートルにある畑で、〇〇が植えてありました。期間は5年、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 346㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明します。

〇〇〇〇さんの畑は、高速の〇〇橋を渡ったところと、橋のちょっと手前の〇〇坂を上がって、〇〇の方にちょっと向かったところの畑で、その 2 枚で麦が植えてあって、広い方ですけど、草がいっぱい生えてて、なんかあんまり良くできてないなと思って見ました。手前の方はきれいにできてました。

以上です。

[議長]

5 番案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

はい、5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 9, 4 4 2 m<sup>2</sup> ほかに 1 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

説明します。

〇〇〇〇さんの畑の 2 枚は、〇〇坂を上ったところのすぐ四つ角の周辺に 2 枚ありまして、きれいに麦が育ってました。

お願いします。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 2, 122㎡ ほか4筆  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社  
担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明します。  
〇〇〇〇さんの畑も、〇〇橋を渡ったところの周辺にありまして、麦がきれいに育っておりました。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 2, 379㎡  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社  
担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい、説明します。

〇〇〇〇さんの畑は、〇〇橋を渡ったところで、〇〇〇〇さんのお宅のすぐ北側にありまして、きれいに麦が育ってありました。

[議長]

はい、8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 8, 228㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

説明します。

〇〇〇〇さんの畑も、〇〇橋と〇〇橋の間にありまして、次の9番の2枚とちょっと段差があって繋がってありまして、見たんですけどきれいにロータリーが2枚ともかけてありました。

お願いします。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 3, 987㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
なお、本件は未相続農地であり、利用権の設定においては、相続人の過半の  
同意を得ていることを申し添えます。

それでは、担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

今知りましたが、相続ができてないということで、一応〇〇〇〇さんが、  
相続代理人になってらっしゃるそうです。

きれいにロータリーがかかっておりました。

お願いします。

[議長]

10 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、10 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 2, 740 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

説明します。

〇〇〇〇さんの田んぼは、〇〇の中にある〇〇の〇〇の前にありまして、畦  
がきれいにぬっておりました。賃借料は無料だそうです。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 2, 485㎡ ほかに3筆  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社  
担当の山口推進委員、木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

3番、説明します。これは、〇〇の田んぼです。

〇〇〇〇さんが、体調が悪くてどこかに頼みたいということで、〇〇〇〇さんという方がオーガニックの米を作りたいということで、この辺一帯を借り受けられて作られるそうです。

現地に行ってみましたら、きれいに耕されてもう畦が塗ってありました。

筆数が結構多いんですけども、先ほど木浦さんが説明された部分も入って、次のページの部分も6筆、全部で10何筆あるんですけど、そこ全部〇〇〇〇さんが借り受けて作られるということになってます。

賃借料は一応これ細かいんですけど、無料のところから〇〇〇〇円とか、〇〇〇〇円とか、そういう形でひとつずつ細かく設定されていました。

以上です。

[議長]

はい。次に推進委員6番。

[推進委員6番]

はい、説明します。この〇〇の〇〇っていうところは、〇〇の下にありまして、道路から1枚目の田んぼで、きれいに畦が塗ってありました。  
お願いします。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番  
田 710㎡ ほかに5筆  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社  
担当の山口推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員3番。

[推進委員3番]

3番、説明いたします。これも先ほど説明しましたが、〇〇〇〇の田んぼです。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんが作るということで、ここの賃借料をちょっと高くして、〇〇〇〇円ということになってます。6筆全部その賃借料です。

以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 2,801㎡ ほかに4筆  
利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社  
担当の橋口推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい、8 番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を活用した、公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権設定です。

これまで強化法で貸借していたものについて、期間満了に伴い農地中間管理事業を使って再度利用権を設定するものです。

申請地は、〇〇線を北進して行くと右側に〇〇の〇〇があり、さらにまっすぐ行くと高速道路の下をくぐって右側に〇〇があり、50メートルくらいの左側になります。

現地を確認したところ、全部で5筆あり、4筆はロータリーで整地されており、1筆は麦が植えてありました。期間は5年で、賃借料は10a 当り〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

14 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、14 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 2, 586 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社  
担当の橋口推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番

[推進委員 8 番]

はい、8 番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を活用した、公益社団法人 宮崎県農業振興公社への利用権設定です。

これもこれまで、強化法で貸借していたものについて、期間満了に伴い、農地中間管理事業を使って再度利用権を設定するものです。

申請地は、先ほど説明したところの横になります。

現地を確認したところ、ロータリーで整地されてありました。

期間は5年で賃借料は10a 当り〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

15 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、15 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 025㎡ ほか4筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当の橋口推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい、8 番説明します。〇〇〇〇さんから、農地中間管理事業を活用した公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権設定です。

これまで、強化法で貸借してたものについて、期間満了に伴い農地中間管理事業を使って再度利用権を設定するものです。

申請地は、〇〇線を北進して行くと右側に〇〇があり、そこを右に曲がると高速道路があり、そこをくぐって真っ直ぐ行くと左側に〇〇駐車場があります。さらに100メートル先に十字路を左に曲がり、50メートル先を左に曲

がって突き当たりのところです。

現地を確認したところ5筆あり、2筆が1枚になっており、全部ロータリーで整地をされてありました。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 5,032㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当の橋口推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番

[推進委員8番]

はい、8番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を活用した公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権設定です。

これまで、強化法で貸借していたものについて、期間満了に伴い農地中間管理事業を使って再度利用権設定するものです。

申請地は、〇〇線を北進していきますと、右側に〇〇の〇〇があり、そこを右に曲がると、高速道路下の手前の左側にあります。現地を確認したところ、麦が植えてありました。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

はい。

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

2番の案件から行います。

2番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

6番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

7番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

8番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求

めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

9番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

10番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

11番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

12番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

13番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

14番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

15番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

16番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に日程番号9、議案第17号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

#### [事務局]

事務局です。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価からご説明いたします。

主なもののみご説明をいたします。

資料は、45ページからになります。45ページにつきましては、平成31年3月15日現在の数値の記載をいたしております。

46ページをお開きください。担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。

上から2段目、令和元年度の目標及び実績ということでございますけども、令和元年度の新規実績、左から3つ目でございます。6.8haが、令和元年度の集積の実績でございます。

農地の売渡し、貸渡しの相談がございましたら、委員さんにつないで、耕作できる方を探していただいたりしておりますが、近年の天候不順等の影響で作物の価格が低迷している状況もございまして、農地を集積しての、経営拡大に踏み切りにくい状況があるものと思われまます。

特に、田についてのあっせんの申し出が多くなっておりますが、ここ数年栽培に要する経費が上昇しておりますけれども、米の価格につきましては、なかなか上がらない状況でございますので、圃場の条件にもよりますが、田についての集積が進まないと感じております。

また、農地を集積していくにつれ、あちらこちらに耕作地ができるというこ

とになりますので、今後は農地の集約についても進めていく必要があるものと思われま

す。続きまして、47ページをお開きください。

新規参入についてでございます。令和元年度は、1件、0.8haの実績となっております。新規参入に関する相談は3件ほどございましたが、希望する条件のよい農地はすでにほかの方が耕作されているということがほとんどでございますので、なかなか参入に繋がらないのが現状でございます。

続きまして48ページ、遊休農地の解消についてでございます。

9月に委員の皆さまのご協力のもと、町内全域を対象に調査をいたしました。

また、農地相談員も年間を通してほぼ毎日のように現地調査を行っております。

耕作地が今年度新たに遊休農地になったものはございませんでした。

解消面積としましては、2.8haでございました。

続きまして、50ページをお開きいただきたいと思います。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということでございますが、今年度、総会におきまして、ご審議いただきました農地法第3条、第4条、第5条に関する案件についてを、こちらに記載をいたしております。

続きまして、53ページ、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。

一番上の段の一番右でございます。認定農業者を記載している表でございます。認定農業者につきましては、昨年度より1増の139、認定農業者ではございませんが、同程度の経営規模であると認められる基本構想水準到達者も1増となっております。後は、上から4つ目、農業参入法人につきましては、29となっております。後は、上から4つ目、農業参入法人につきましては、29となっております。後は、上から4つ目、農業参入法人につきましては、29となっております。

次の54ページ、55ページが令和2年度の目標でございます。

まず、54ページの担い手への農地の集積、次の55ページの遊休農地につきましては、平成29年度に策定をいたしております。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき目標を設定いたしております。

この指針につきましては、農地集積におきましては、令和5年3月までの3年間に60haの集積、遊休農地においては、令和5年3月には0を目標とい

たしておりますので、現状からいたしますと大変厳しい目標ではございますが、年間に20haの農地集積、9.9haの遊休農地解消を設定したところでございます。

新規参入につきましては、昨年度と同じ2経営体としたところでございます。

説明は以上でございます。

[議長]

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これを持ちまして、令和2年第3回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時04分)